

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
境港市 米子市 大山町	農業分野における外国人労働力の活用と改革特区  ～強みを活かして、ともに築く地域農業のパワーアップ～	境港市 米子市 大山町	<p>○ 鳥取県西部地区の農業の知識や技術、言葉や生活習慣等を学び外国人技能実習を修了した外国人農業支援人材を地域の特定機関が受入れ、雇用契約を締結し、JAや農業経営体等へ派遣し、農業の生産・加工現場で即戦力として活用する。受入人数は年間150人を想定し、宿舍の提供も行うとともに、適正な労務管理を進める。</p> <p>○ 当地域には、活用の核となる農業法人等の競争力の強い農業の基盤と受け皿があり、派遣するJA共同選果場や農業経営体で、周年での受入体制と多様な活用システムを確立し、外国人農業支援人材とともに築く経営発展モデルの構築や農作物の海外輸出・インバウンド需要等への対応に取り組む。</p> <p>○ 併せて、関係機関の連携と総合力を発揮して、規制改革に取り組み、耕作放棄地を解消し、農業中間管理事業による新たな農地集積や活用システムを構築する。</p>	<p>○ 良質な労働力が安定的に確保され、必要に応じた労働力の投入によって、規模拡大や新規作物への挑戦が可能になり、経営基盤の安定や新規就農者の定着が図られ、強い農業経営体の育成が進む。</p> <p>○ 農業法人と新規就農者等の連携による農地活用システムの構築と規制改革に取り組み、長年の地域・政策課題の耕作放棄地の解消や新規就農者の経営安定や定着が進み、地域農業の衰退を防ぎ、競争力の強化が図られる。</p> <p>○ 以上により、地域の主要農産物の生産額が10億円アップし、地域農業の担い手の世代交代に対応するとともに、耕作放棄地が概ね半減する。</p> <p>○ また、外国人技能実習生に技能実習修了後の日本での就労の道が開かれることで、実習生が技能実習に意欲的に取り組むことが期待され、レベルが向上する。</p>	<p>1 日本に在留する外国人材は在留資格ごとに活動できる内容が定められているが、現状では、農作業については在留資格の定めがないため、就労を目的とした農作業には従事できない。</p> <p>2 外国人技能実習制度では、農業関係では2職種6作業に特化した生産技術習得を目的とし、新たに製造・加工についても一定の範囲で実習を行うことができるようになった。しかし、販売等を含めた6次産業化の実践技術習得や経営ノウハウを学ぶ研修を実施することができない。</p> <p>併せて、監理団体の傘下の企業間でないと技能実習を実施することができない。</p> <p>3 農業委員会による荒廃農地の利用意向調査の結果、農地中間管理機構との協議を勧告し、協議不成立の場合に知事裁定により中間管理機構が、農地の中間管理権を取得することが可能であるが、現状では、協議の勧告から裁定の実施まで8ヶ月以上の期間が必要なため、耕作放棄地の解消、担い手とのマッチング及び利用集積計画の作成にスピーディーに取り組めない。</p> <p>また、利用権の存続期間が5年以内に限定されているため、15年以上の設定が必要となる。機構関連基盤整備事業に取り組むことが出来ない。</p> <p>4 地権者が確定できない農地について、農業経営基盤強化法による権利設定を行う場合に、当該農地に係る権利を有する者の過半数の者の同意が必要であるため、担い手とのマッチングや利用集積計画の作成にスピーディーに取り組めない。</p> <p>また、利用権の存続期間が5年以内に限定されているため、15年以上の設定が必要となる機構関連基盤整備事業に取り組むことが出来ない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法 第二条の二</p> <p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律</p> <p>(農地中間管理権の取得に関する協議の勧告) 農地法三十六条第一項第四号 利用意向意向を行った日から起算して6月を経過した日においても、当該農地の所有者からその農地の農業上の利用についての意思表示が無いとき。</p> <p>(裁定の申請) 農地法三十七条 当該勧告があった日から起算して2月以内に、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構は、当該勧告があった日から起算して6月以内に・中略・裁定を申請することができる。</p> <p>(裁定) 農地法三十九条第三項 第一項の裁定を使用するときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項についての申請の範囲を超えてはならず、同号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。</p> <p>(農地又は採草放牧地の権利移動の制限) 農地法第三条第一項第七号 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利が設定され、又は移転される場合</p> <p>(農用地利用集積計画の申請) 農業経営基盤強化促進法第十九条 同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(農用地利用集積計画の作成) 農業経営基盤強化促進法第十八条第三項第四号 前略 数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が五年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。</p>	<p>○ 地域農業について一定の知識と技能を持ち、日本語能力を有する等の即戦力となる外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」に位置付け、外国人の農業分野への就労を可能にする。 【想定される外国人農業支援人材】 ・外国人技能実習制度の修了者 ・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者など ・単身での受入(家族の受入は想定していない)</p> <p>○ 長期帰国休暇制度(1～4ヶ月)を創設し、リフレッシュと勤労意欲向上を図る。</p> <p>○ 農産物直売所等において、販売等を含めた6次産業化や流通部門の研修を可能とし、研修生のレベルアップや実践力の向上につなげる。</p> <p>○ 併せて、監理団体の傘下の企業等でなくとも、技能実習実施者が原料を供給している企業等においても、加工作業等の実習を可能とする。</p> <p>耕作放棄地等有効に活用されていない農地に限定して、以下の通り緩和措置を講ずる</p> <p>○農地法三十六条第一項第四号に定められている、協議勧告までの必要期間6月については、過去に於いて、農業委員会が指導・協議・調整を十分に行ったと市町村長が判断した場合、6月を待たずに手続きを進めることができる。</p> <p>○ 農地法三十七条に規定する勧告から協議成立の猶予を2月から1月に短縮する。</p> <p>○ 農地法三十九条第三項に規定する利用権の存続期間を5年以内から15年に延長し農業の担い手の経営安定に資する。</p> <p>効果 これまで8月係っていた手続きを1月に短縮することで、担い手とのマッチング、事業活用等をスピーディーに進めることができる</p> <p>○農業基盤強化促進法第十八条第三項第四号に定められている利用権の設定期間を15年に延長し、所有権を有する者の同意について、「固定資産税の納税の事実等が確認できる者の同意が得られていれば足りる。」と緩和する。</p> <p>効果 複数の権利者の同意で無く納税者1名の同意で15年の権利設定が可能となることで、機構関連基盤整備事業が活用できるほか、農地の集積も推進できる。</p> <p>関連 農地中間管理事業の促進の関する法律の権利設定においても同様(根拠が農業経営基盤法の農用地利用集積計画によるため)</p>

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
境港市 米子市 大山町	同	同	同	同	<p>5 所有者等が1名も確知できない農地の利用権設定は、農業委員会で覚知できない旨を公示し、6月の間、関係者の申し出を待った後に中間管理機構に通知し、中間管理機構は、知事に中間管理権の取得について裁定を申請することで5年未満の利用権を設定できるが、5年を経過する前に、延長の申請を行わねばならない。</p> <p>農地を活用する側にとっては、6月以上の期間が空けば、翌年まで作付けできないこととなるため、集積していく上では、障害となっている。 また、利用権の存続期間が5年以内に限られているため、15年以上の設定が必要となる、機構関連基盤整備事業に取り組むことが出来ない。</p>	<p>農地法第三十二条第三項 農業委員会は、前略 農地の所有者等(その農地(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利)が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について二分の一を超える持分を有する者。第一号、第五十三条第一項及び第五十五条第二項において同じ。)を確知することができないときは、次に掲げる事項を公示するものとする。 中略 三 その農地の所有者等は、公示の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、農業委員会に申し出るべき旨</p> <p>農地法第四十三条 農業委員会は、第三十二条第三項(第三十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による公示をした場合において、第三十二条第三項第三号に規定する期間内に当該公示に係る農地(同条第一項第二号に該当するものを除く。)の所有者等から同条第三項第三号の規定による申出がないときは、中略 農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、農地中間管理機構は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定を申請することができる。</p> <p>農地法第三十九条 三 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない</p>	<p>○農地法第三十二条第三項第三号の関係者からの申立期間を6月から3月に短縮。</p> <p>○農地法第三十九条第三号の権利の存続期間を5年から15年に延長効果</p> <p>○農地利用希望者は、春に申し出れば秋作に間に合う。 ○15年の権利設定が出来れば、機構関連基盤整備事業に取り組める。</p> <p>これらの効果により、荒廃農地の解消と集積集約が進む。</p>
				<p>6 大規模営農を行う場合には、関連施設を周辺に建設して効率的な営農を行うことが重要となる。 農林水産省では、この趣旨から、農作業施設、農業加工施設、農機具庫等を「農業用施設」と位置づけて、農振農用地であっても農地転用し建設することが出来ると示している。しかし、大型法人において必要となる従業員宿舎や外国人労働者のための宿泊施設は、非農業用施設と位置づけられ対象となっていない。このため、農振農用地区域外に建設せざるを得ない。</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律第三条第四号</p> <p>農業振興地域制度に関する参考様式集(平成28年3月農林水産省農村振興局農村政策部)</p> <p>(開発行為の許可) 都市計画法 第二十九条 都市計画法施行令 第二十条 法第二十九条 第一項第二号及び第二項第一号の政令で定める建築物</p>		<p>○ 農業振興地域制度に関する参考様式集 第6 農業用施設用地例(法第3条第4号該当施設) に、農業用施設に併設し、農業関連事業と一体のものと市町村長が判断した場合に限り、宿泊施設(従業員・外国人宿舎)を農業用施設と認める旨を明記し、農振農用地区域内において建設を可能とする。</p> <p>○ 併せて、都市計画法施行令 二十条 一 「農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物」に、上記の農振法の解釈を適用する。</p>